記者発表資料

令和元年12月　6日
岩手河川国道事務所

北上川の樹木を利用してみませんか？

～　樹木伐採者を募集します　～

岩手河川国道事務所では、企業や団体、個人等で河川内の樹木の伐採に協力してもらえる方を募集します。
簡単な条件を満たせばどなたでも応募でき、伐採した樹木は燃料等の自家消費の他、加工、販売などに利用することもできます。

《目的》

河道内の適正な管理の一環として、河川区域内の樹木について、公募により希望者に伐採してもらい、その伐採した樹木を持ち帰って利用してもらうことにより、伐採費用や処分費の縮減と伐採木の有効活用を図っていくものです。

《概要》

○伐　採　箇　所：金ヶ崎町三ヶ尻地内、盛岡市手代森地内、盛岡市向中野地内、盛岡市上厨川地内
※位置、区画割りについては、別紙参照。

地　区　名	金ヶ崎地区	手代森地区	津志田地区	雫石川地区
募集区画数	７区画	１０区画	７区画	１１区画
担当出張所	水沢出張所 0197-24-4173	盛岡出張所 019-636-0368		
備　　考	別紙①参照	別紙②参照	別紙③参照	別紙④参照

○樹　　種：シロヤナギ、オニグルミ、ハリエンジュ等
○募　集　期　間：令和元年１２月６日（金）～令和元年１２月２０日（金）
○募集区画数：３５区画（一区画約1,000m2～4,900m2）
○伐　採　期　間：【金ヶ崎地区】令和２年１月２７日　～　令和２年３月１９日（予定）
【手代森地区、津志田地区、雫石川地区】
令和２年１月２７日　～令和２年６月３０日（予定）
○応　募　資　格：次頁を参照。
○応　募　方　法：応募様式に必要事項を記入の上、郵送または持参。
様式については、岩手河川国道事務所ホームページからダウンロード、もしくは上記の担当出張所で配布。

岩手河川国道事務所ホームページURL：
http://www.thr.mlit.go.jp/iwate/jimusho/kasenkanri_jouhou/index.htm

《発表記者会》岩手県政記者クラブ、奥州市政記者クラブ

問　合　せ　先
国土交通省　東北地方整備局　岩手河川国道事務所
岩手県盛岡市上田四丁目２－２
電話　　０１９－６２４－３２８１（課直通）
副所長（河川）　堀井（ホリイ）　一保（カズヤス）（内線２０４）
河川管理課長　　宍戸（シシド）　博文（ヒロフミ）（内線３３１）

《応募資格》

以下のいずれにも該当しないものであること。

□過去３年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者

□公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者

□公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされいる者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者

□直近１年間の税を滞納している者

□警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者

《留意事項》

□樹木の採取に当たっては、河川産出物の許可手続き（河川法第25条）が必要になります。

□伐採、搬出に要する費用は、全て伐採を認められた応募者の負担とし、伐採した樹木は持ち帰ることができます。

□伐採した樹木の販売、譲渡、流通については、応募者の自己責任となります。

□伐採時の事故については、自己責任となります。

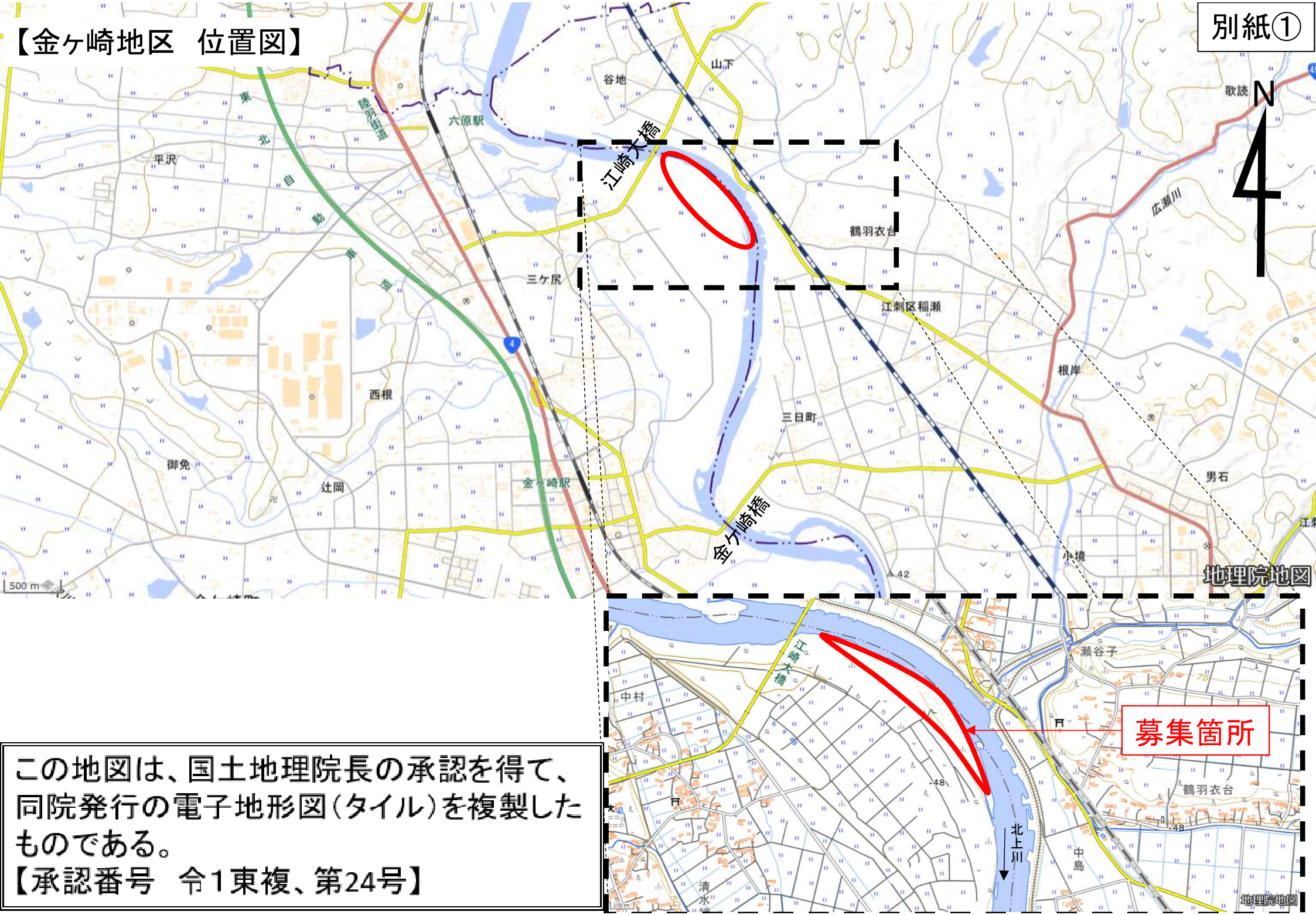
□第三者へ危害を及ぼした場合は、応募者が賠償責任を負います。

□河川管理施設を損傷した場合は、応募者が復旧するものとします。

□不用な枝葉等の処分は、岩手河川国道事務所で実施します。

別紙①

【金ヶ崎地区　位置図】



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。

【承認番号　令1東複、第24号】

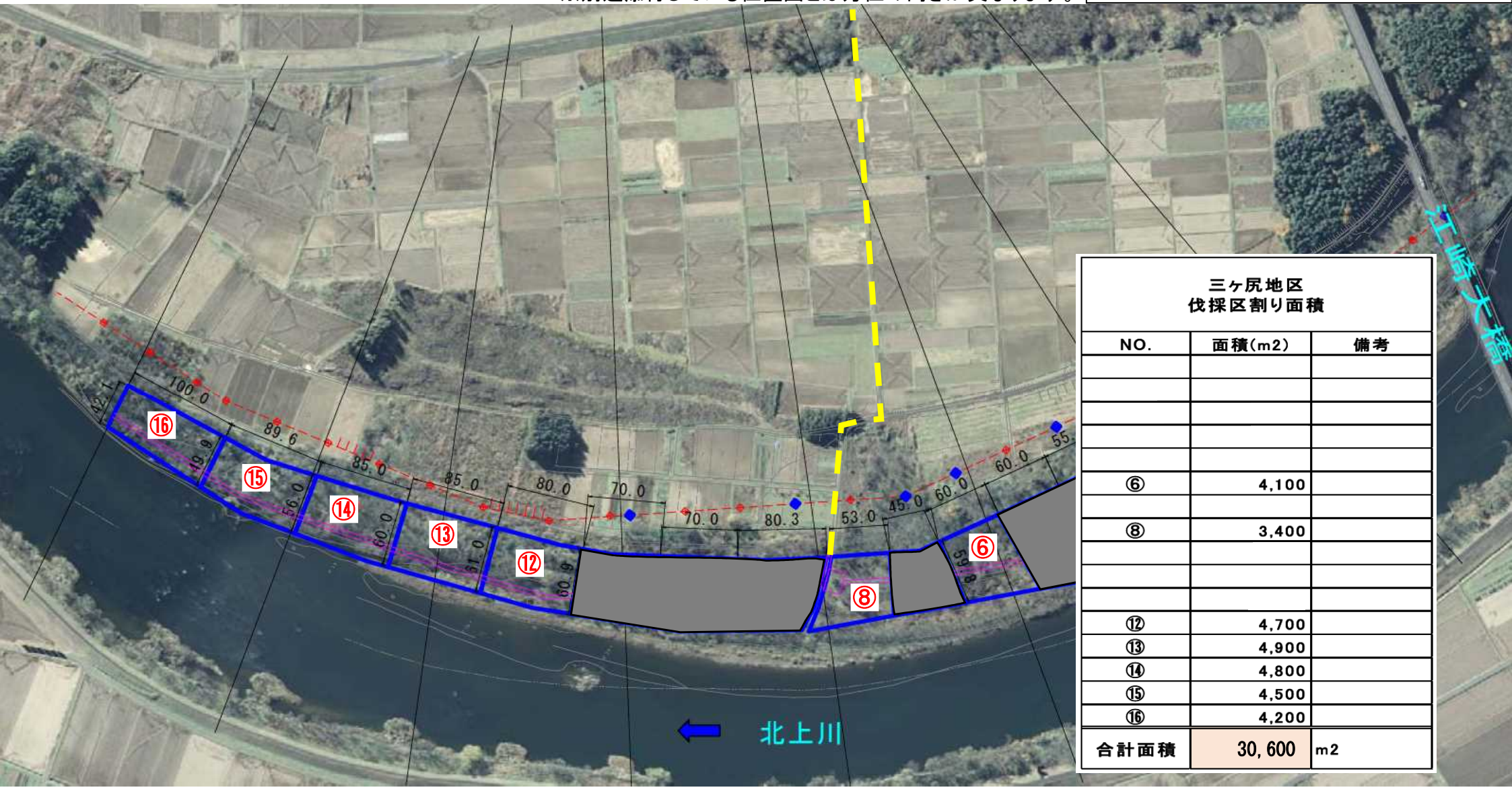
【金ヶ崎地区　区画割り】

別紙①

期間：伐採許可から令和2年3月19日（予定）
樹種：シロヤナギ、オニグルミ、ハリエンジュ　等
住所：岩手県胆沢郡金ケ崎町三ヶ尻地内

※別途添付している位置図とは方位の向きが異なります。

凡例
- ：進入路
- ○数字 ：区画番号
- ：区画境界
- ：実施者決定済

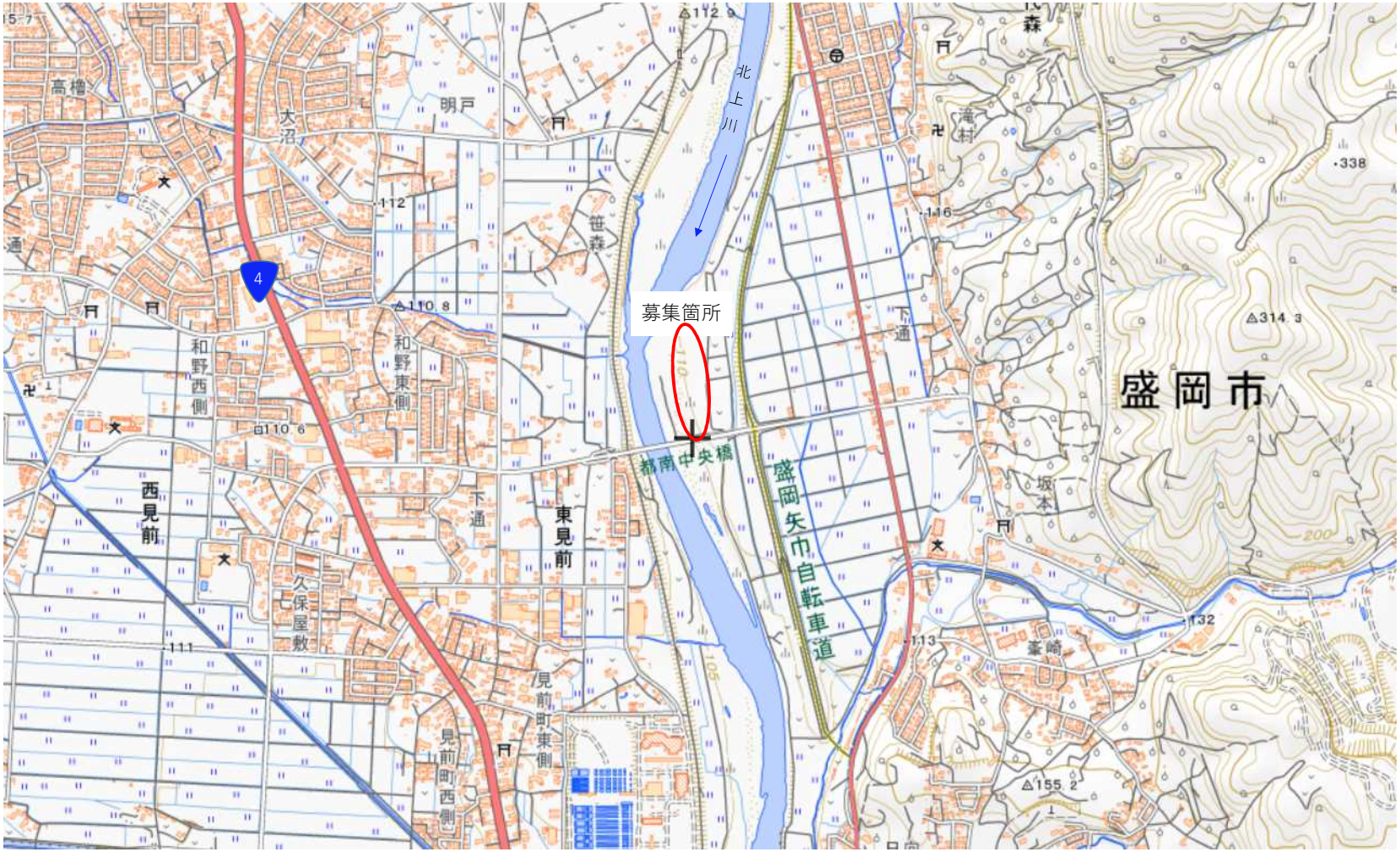


三ヶ尻地区
伐採区割り面積

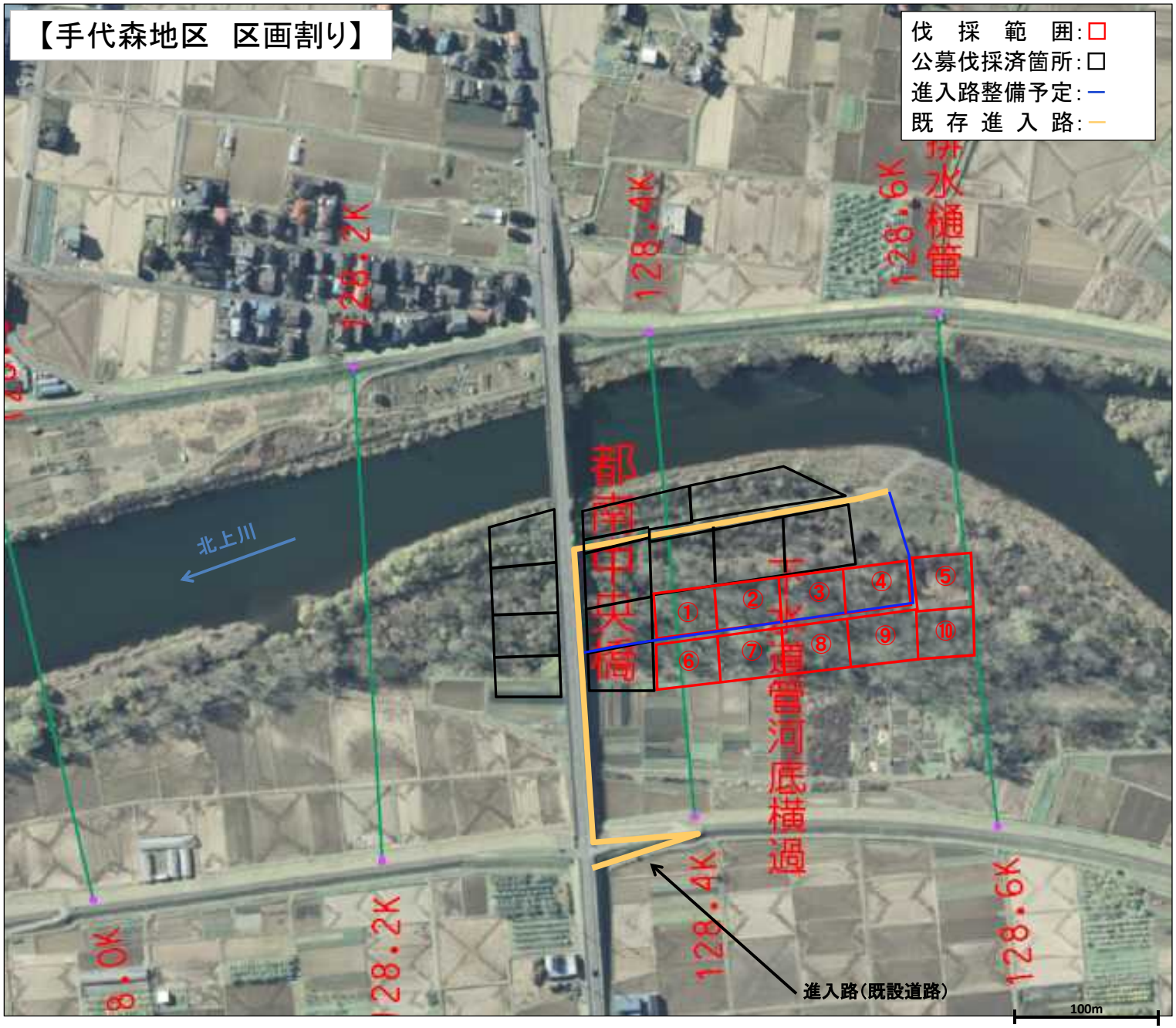
NO.	面積(m2)	備考
⑥	4,100	
⑧	3,400	
⑫	4,700	
⑬	4,900	
⑭	4,800	
⑮	4,500	
⑯	4,200	
合計面積	30,600	m2

【手代森地区　位置図】

別紙②



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。
【承認番号　令１東複、第24号】



※別途添付している位置図とは方位の向きが異なります。

期間 ： 伐採許可から 令和2年6月30日（予定）

樹種 ：シロヤナギ　　樹径 ： 20cm ～ 70cm

住所 ： 盛岡市手代森28地割 地内

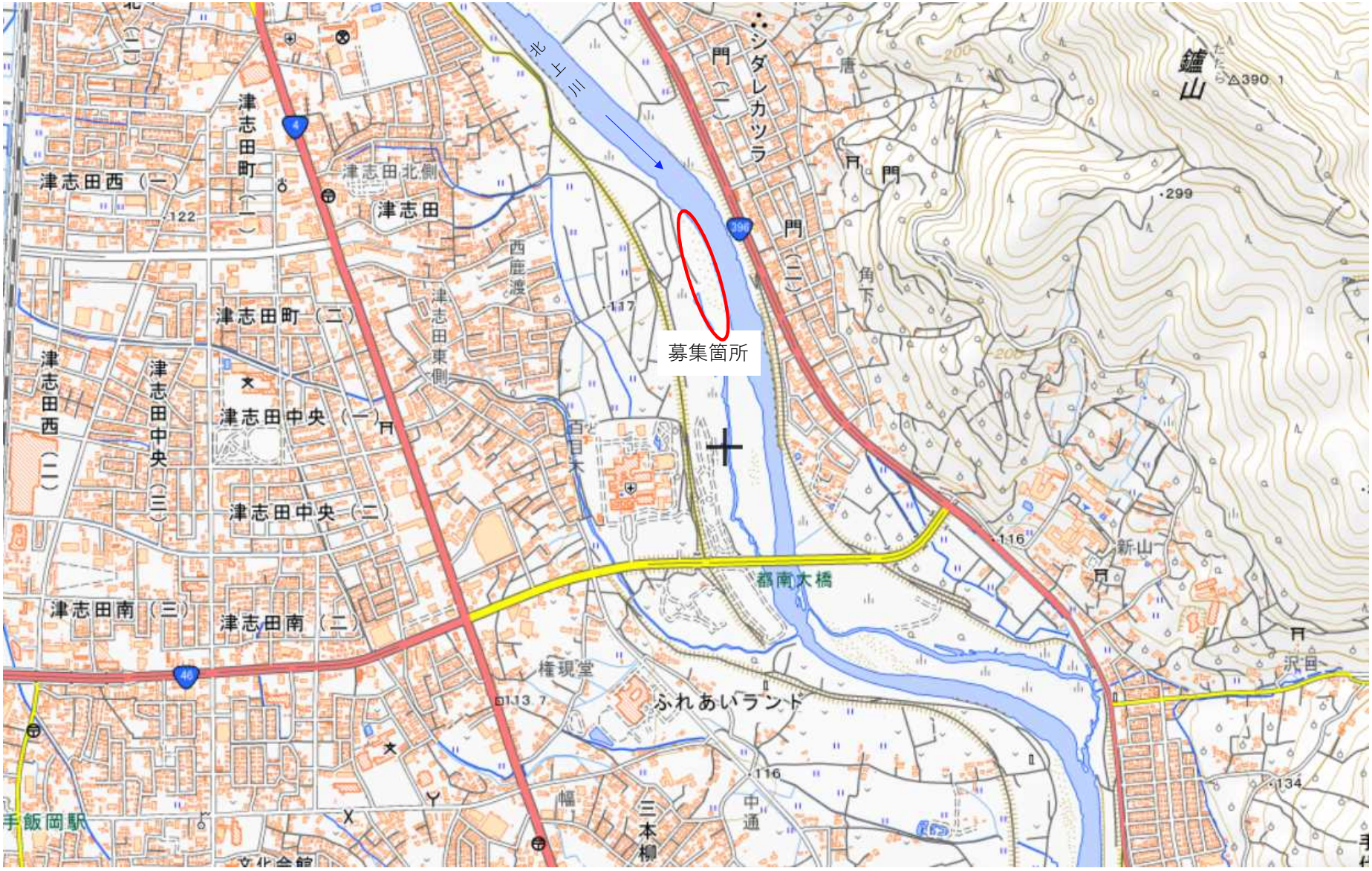
別紙②

手代森地区伐採区割面積

No	面積（m2）
①	1,000
②	1,000
③	1,000
④	1,000
⑤	1,000
⑥	1,000
⑦	1,000
⑧	1,000
⑨	1,000
⑩	1,000

【津志田地区　位置図】

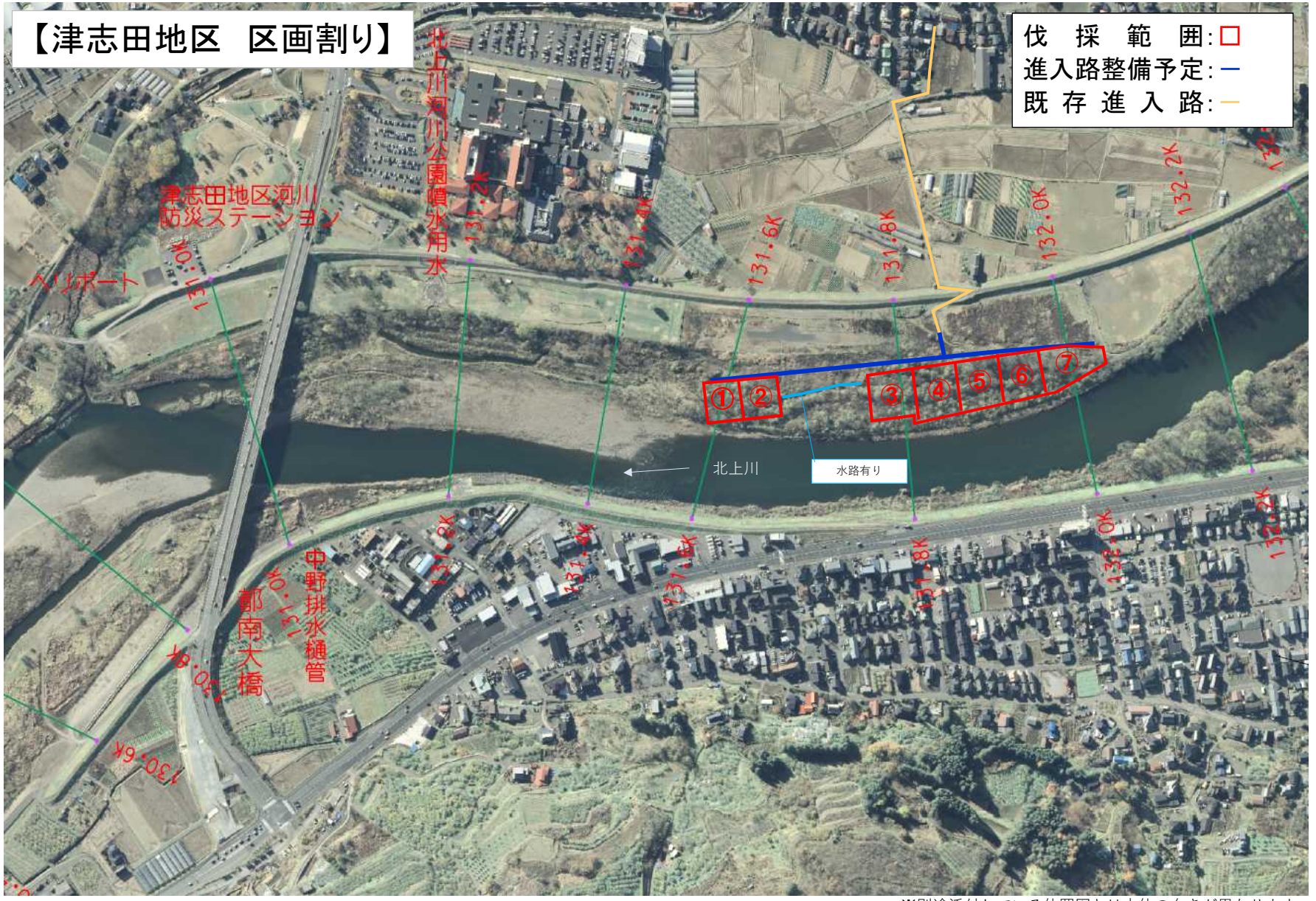
別紙③



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。
【承認番号　令1東複、第24号】

別紙③

【津志田地区　区画割り】



※別途添付している位置図とは方位の向きが異なります。

津志田地区伐採区割面積

No	面積(m2)
①	1,500
②	1,500
③	2,500
④	2,500
⑤	2,500
⑥	2,500
⑦	2,500

期間：伐採許可から 令和2年6月30日(予定)

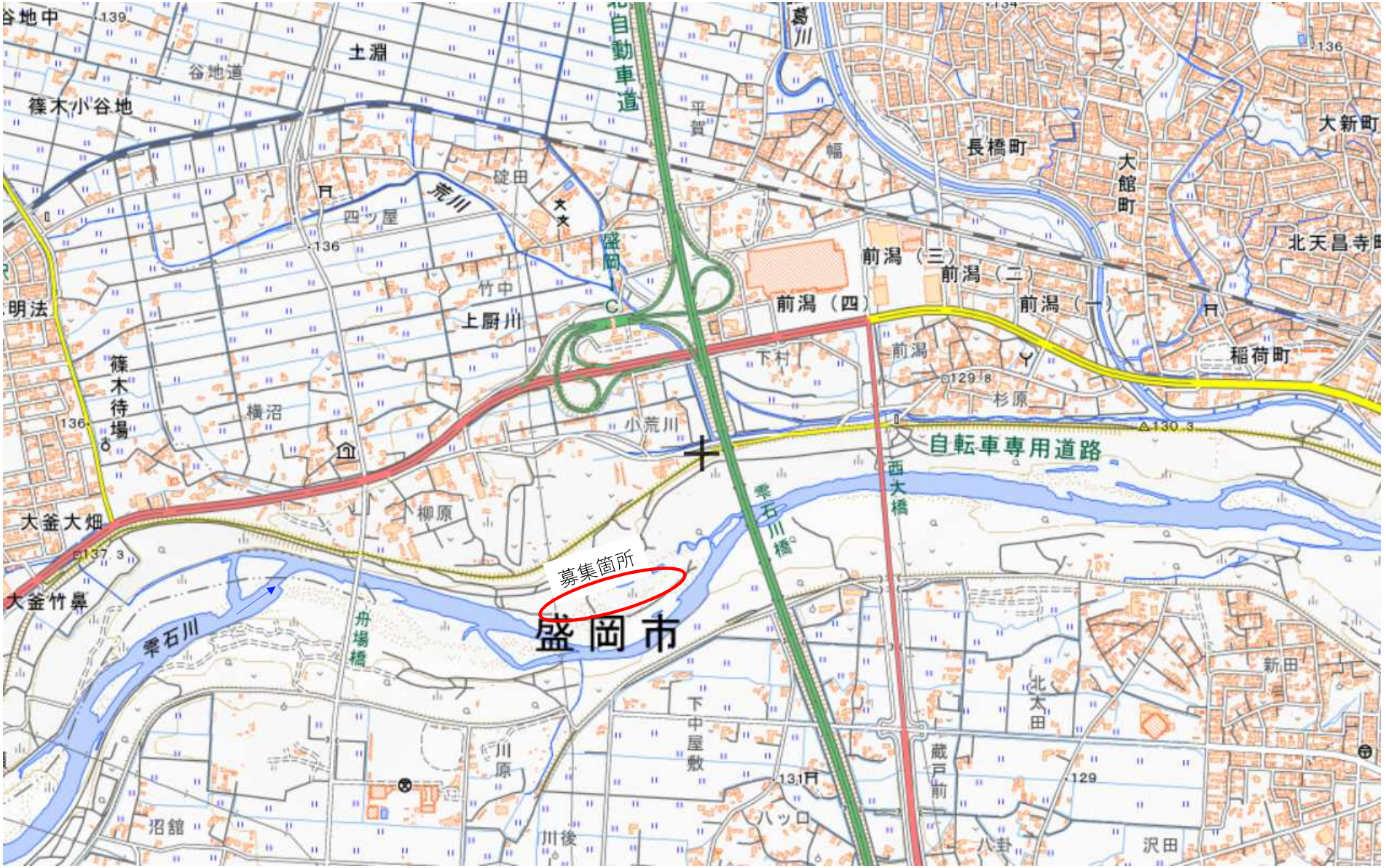
樹種：シロヤナギ、ハリエンジュ　　樹径：10cm ～ 60cm

住所：盛岡市向中野字新田 地内

【雫石川地区　位置図】

別紙④

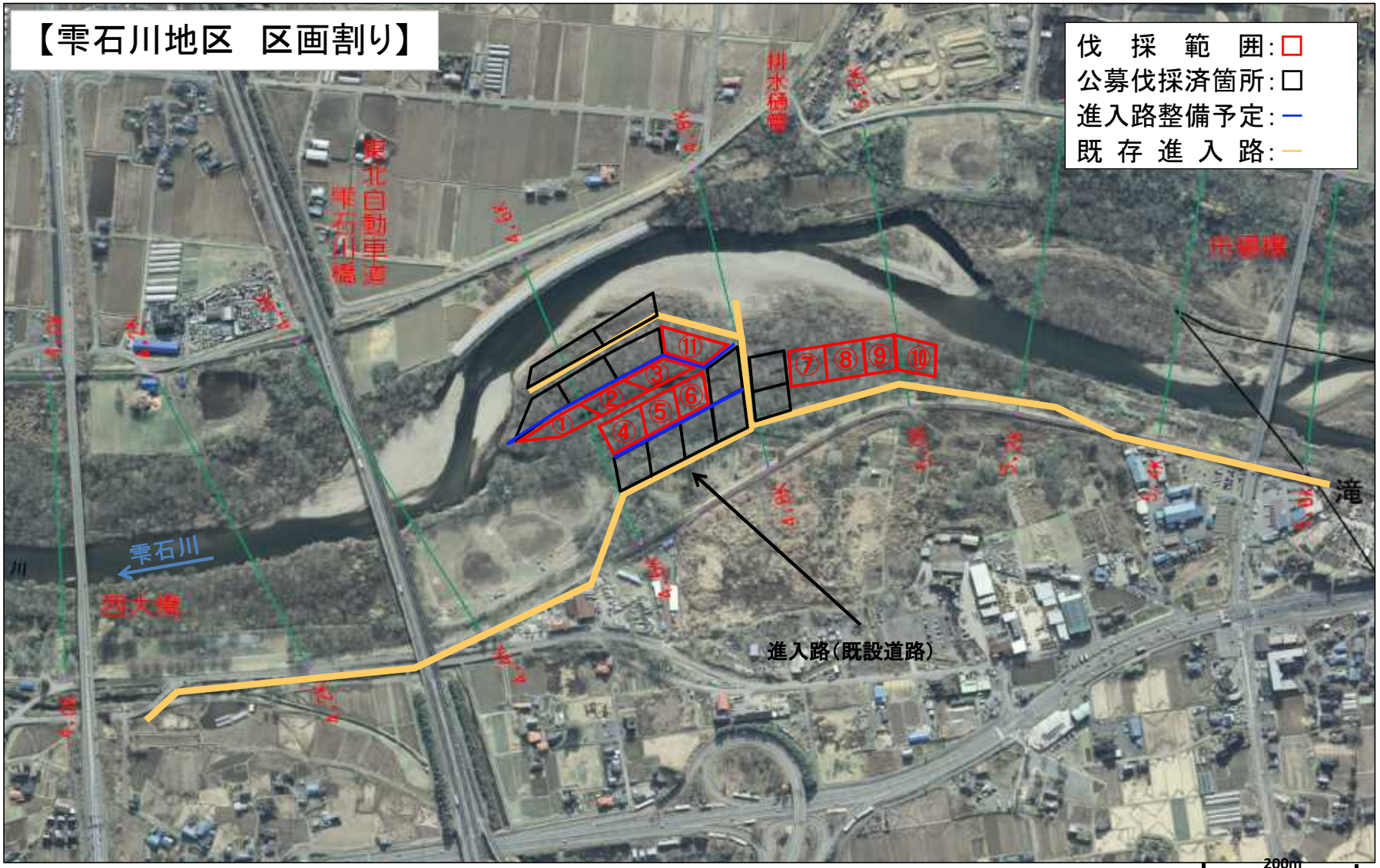
N



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。
【承認番号　令1東複、第24号】

別紙④

【雫石川地区　区画割り】



※別途添付している位置図とは方位の向きが異なります。

雫石川地区伐採区割面積

No	面積(m2)
①	1,500
②	1,500
③	1,500
④	1,500
⑤	1,500
⑥	1,500
⑦	1,500
⑧	1,500
⑨	1,500
⑩	1,500
⑪	1,500

期間：伐採許可から 令和2年6月30日(予定)

樹種：シロヤナギ、ハリエンジュ　　樹径：10cm ～ 70cm

住所：盛岡市上厨川字川原 地内

応　募　様　式

令和　　年　　月　　日

岩手河川国道事務所長　殿

【応募者】

氏名：　　印

住所：

電話：

公表用の愛称等※：

※氏名を公表して良い場合は、記入の必要ありません。

令和元年１１月２９日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

１．河川の名称及び区画番号

第１希望　地区名：	区画番号：
第２希望　地区名：	区画番号：
第３希望　地区名：	区画番号：
第４希望　地区名：	区画番号：
第５希望　地区名：	区画番号：

※ 上記「区画番号」等が、書き切れない場合は余白にご記入下さい。

※ 区画が希望どおり割り当てられるとは限りませんが、割当ての際の参考とします。

２．伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記入。

☐ 薪（ストーブ用）　☐ ほだ木　☐ チップ　☐ その他（　　）

３．採取を希望する河川産出物の種類

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記入。

☐ 幹　☐ 枝　☐ その他（　　）

４．現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記入。

☐ 確認済み　☐ 未確認

５．採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記入。

（伐採方法）☐ チェンソーにより伐採を行う。
☐ ノコギリにより伐採を行う。
☐ その他の方法により伐採を行う。（伐採方法：　　）

（小割方法）☐ 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、人力によりトラックまで運搬する。
☐ 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
☐ その他の方法（　　）

（運搬方法）□ 伐採材は、軽トラックにより搬出する。（積込方法：　　）
□ 伐採材は、（　　ｔ）トラックにより搬出する。（積込方法：　　）
□ その他の方法（　　）
（伐採順序）□ 通路脇から順次伐採を行う。
□ その他の伐採順序（　　）
（枝葉処理）□ 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
□ 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
□ その他の処理（　　）

６．伐採経験及び保有資格

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記入。

□ 以前に岩手河川国道事務所の公募伐採に応募したことがある。
□ 伐採の経験がある。（経験年数：　　年）
□ 作業者の中に伐採に関わる資格保有者がいる。（保有資格：　　）
□ 伐採未経験である。　（講習会の参加希望：□ 平日　□ 土曜日　□ 日曜日）

７．採取期間

作業予定期間：令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日（のうち　　日間）を予定

８．公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック☑を記入。

□ 過去３年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
□ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
□ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない
□ 直近１年間の税を滞納している者ではない。
□ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

９．留意事項※確認した項目にチェック☑を記入。

□ 樹木の採取に当たっては、河川産出物の許可手続き（河川法第25条）が必要になります。
□ 伐採、搬出に要する費用は、全て伐採を認められた応募者の負担とし、伐採した樹木は持ち帰ることができます。
□ 伐採した樹木の販売、譲渡、流通については、応募者の自己責任となります。
□ 伐採時の事故については、自己責任となります。
□ 第三者へ危害を及ぼした場合は、応募者が賠償責任を負います。
□ 河川管理施設を損傷した場合は、応募者が復旧するものとします。

10．提出先

以下のいずれかに郵送または持参で提出。

〒020-0066　岩手県盛岡市上田四丁目２－２
岩手河川国道事務所　河川管理課

〒023-0828　岩手県奥州市水沢東大通り一丁目2-14
岩手河川国道事務所　水沢出張所

〒020-0862　岩手県盛岡市東仙北一丁目11-11
岩手河川国道事務所　盛岡出張所